

東 海 支 部 規 程

2013年6月25日理事会決イ)

第1条(名称) この支部は、日本建築学会東海支部という。

第2条(事務所) この支部は、事務所を名古屋市に置く。 イ)

第3条(地域・支部構成) この支部の地域は次の通りであって、日本建築学会一般規則(以下、「一般規則」という)第3条の規定により、この支部に所属する日本建築学会の会員をもって構成する。 イ)

静岡県、岐阜県、愛知県、三重県

第4条(目的・事業) この支部は、定款に規定する目的ならびに事業に準拠して、必要な事業を行う。 イ)

第5条(支所) 第3条の地域で相当多数の所属会員をもつ遠隔の地方に、支部活動の円滑をはかるため、特に必要と認めた場合には、支部総会の議を経、かつ、理事会の承認を得て、この支部の補助機関として支所を設けることができる。また、廃止の場合も同様の手続きを必要とする。 イ)

第6条(支部役員) この支部には、次の支部役員を置く。 イ)

支部長	1名
常議員	12名
支所長	3名
支部監事	2名

2. 常議員中の若干名を幹事とする。

第7条(支部役員の選任) 支部長は、理事の中から理事会が選任し、常議員は、支部所属の正会員のうちから、その支部所属の正会員の選挙によって決める。 イ)

2. 常議員にあつては、次点者から得票順に補欠者を定めることができる。ただし同点者が2名以上ある場合の順位は、抽選によって決める。 イ)

3. 支所長は、その支所地域所属の正会員のうちから支所の推薦により、支部役員会が決める。

4. 支部監事は、支部所属の正会員の中から毎期支部長が選任して、支部役員会の承認を得て指名する。 イ)

5. 支部監事は、他の支部役員を兼ねることができない。 イ)

6. 幹事は、常議員の中から毎期支部長が選定して、支部役員会の承認を得て指名する。 イ)

7. 支部役員の選挙は、支部選挙細則によって行う。 イ)

第8条(支部役員の職務) 支部長は支部を代表し、会務を掌理し、支部総会および支部役員会の議長となる。支部長に事故あるときは、支部長があらかじめ定めた常議員中の

1 名がその職務を代行する。 イ)

2. 常議員は会務を議決し、幹事は支部長を補佐して、支部役員会の議決に基づいて、支部の会務を処理する。 イ)
3. 支所長は支所を代表し、支所の会務を処理する。
4. 支部監事は、支部の経理ならびに会務の執行状況を監査する。

第 9 条(支部役員任期) 支部役員任期は 2 か年とし、6 月に始まり翌々年 5 月に終る。

ただし、支部長の任期は、理事としての在任期間とする。 イ)

2. 常議員は毎年その半数を交代する。ただし、重任することはできない。
3. 補欠による支部役員任期は、前任者の残任期間とする。 イ)
4. 支部役員は、その任期満了後でも後任者の就任までは、なおその職務を行う。 イ)
5. 支部監事の重任は妨げない。

第 10 条(役員補充) 支部長が欠けたときは、定款第 30 条により補充することができる。

イ)

2. 常議員に欠員を生じたときは、その期の常議員選挙における補欠者の中から補充する。
3. 支部監事に欠員が生じたときは、第 7 条に準じて補充する。

第 11 条(支部総会) 支部通常総会は毎年 1 回、支部長がこの支部に所属する正会員を招集

して開く。 イ)

2. 支部臨時総会は、支部役員会が必要と認めたとき、またはこの支部に所属する正会員の 10 分の 1 以上から請求のあったとき、支部長が招集して開く。 イ)
3. 支部総会は通信によって行うことができる。 イ)

第 12 条(支部総会の議決事項、報告事項) 支部総会はこの規程で別に定める事項のほか、次の事項を議決または承認する。 イ)

- (1) 支部規程の変更
- (2) 支所の設置ならびに廃止
- (3) その他支部役員会で必要と認めた事項 イ)

2. 次の事項は、支部総会において報告を行うこととする。 イ)

- (1) 支部の事業計画および収支予算 イ)
- (2) 支部の事業報告および決算報告 イ)

第 13 条(支部総会の議決) 支部総会は、この支部に所属する正会員の 30 分の 1 以上の出席によって成立する。 イ)

2. 支部総会の議事は、出席正会員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。 イ)
3. この支部規程の変更に関しては、出席正会員の 4 分の 3 以上の同意を必要とする。

第 14 条(支部総会の議決権) 正会員は、各 1 個の議決権をもつ。 イ)

2. 議決権の行使は、他の出席正会員に委任することができる。
3. 前項による委任は出席とみなす。
4. 第 11 条第 3 項の通信による支部総会の成立および議決はその回答をもって第 13 条第 1

項に定めた出席者とみなして行い、議決に関してはこの条の第1項および第13条第2項を適用する。 イ)

第15条(支部役員会の構成・任務) 支部役員会は支部長、常議員および支所長をもって構成する。 イ)

2. 支部役員会は年6回以上支部長が招集して開き、この規程で別に定める事項のほか、支部に関するいっさいの事項を議決する。 イ)
3. 支部選出の代議員および各委員会委員長は、支部長の要請に基づき、支部役員会に出席し意見を述べることができる。ただし、議決には加わらない。 イ)
4. 支部監事は、支部長の要請に基づき、支部役員会に出席し意見を述べるができる。ただし、議決には加わらない。 イ)

第16条(支部役員会の議決) 支部役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決める。 イ)

支部役員会は通信によって行うことができる。その議決に関しては第14条第4項を準用する。 イ)

第17条(経費・経理) この支部の経費は、本部からの交付金、支部基金または事業から生ずる収入、寄付金、その他の収入で支弁する。

2. 寄付を受けるときは、支部役員会の承認を必要とする。 イ)
3. 経理は、日本建築学会経理規則で定めるところによる。

第18条(会計年度) この支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第19条(予算・決算) この支部の収支予算および決算報告は、支部役員会の議決を経た後、本部への報告を必要とする。 イ)

第20条(支所の運営) 支所の機構・運営などについては支部役員会が決める。 イ)

第21条(委員会) この支部が、運営ならびに目的達成のため委員会を設ける場合には、支部役員会の議を経て設置し、支部長から委員を委嘱する。また委員会の廃止および委員の解嘱の場合も同様とする。 イ)

2. 委員会の組織・運営に関しては、支部役員会で別に定めない限り、一般規則第4章の該当する条項を準用する。 イ)

第22条(補則) この規程では特に明示していない事項は、すべて定款および一般規則に準拠するものとする。

第23条(規程の改廃) この規程の改廃は、支部総会の議を経て理事会の決議によって行う。 イ)

附 則

1. この規程は、附則で別に定める事項を除いて、1999年11月11日から施行する。
2. この規程第9条の改正によって生じた常議員の任期の変動は次による。
 - (1) 1998年1月に就任した常議員の任期は2000年5月までとする。

- (2) 1999年1月に就任した常議員の任期は2001年5月までとする。
- 3. 第15条の改正は2005年4月12日(理事会決)より実施する。
 - (1) 第15条3項「代議員および支部監事」とあるのを「代議員および各委員会委員長」に改める。
 - (2) 第15条4項に下記を加える。
 - 4. 支部監事は、支部長の要請に基づき、常議員会に出席し意見を述べるができる。ただし、議決には加わらない。
- 4. この規程は、2013年6月25日から施行する。 イ)